

令和元年度広島県農業関係施策検討会議議事概要

I 日 時 令和元年5月31日（金）9:30～12:00

II 場 所 広島県庁 本館4階 海区委員会室 （広島市中区基町10番52号）

III 出席委員 細野委員（議長）、花輪委員、門田委員、佐久間委員、西原委員、篠原委員

IV 議 題 1 日本型直接支払制度について

(1) 中山間地域等直接支払交付金

(2) 多面的機能支払交付金

(3) 環境保全型農業直接支払交付金

2 強い農業・担い手づくり総合支援交付金について

(1) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金の概要

(2) 鳥インフルエンザ対策施設整備事業

3 消費・安全対策交付金について

(1) 消費・安全対策交付金の概要

(2) 家畜衛生の推進

(3) 農薬の適正使用等の総合的な推進

(4) 重要病害虫の特別防除等

(5) 水産物の安全の確保

(6) 養殖衛生管理体制の整備

4 産地パワーアップ事業について

(1) 産地パワーアップ事業の概要

(2) 令和元年度の事業実施予定

V 担当部署 広島県農林水産局農業経営発展課

電話（082）513-3591

VI 会議内容

1 日本型直接支払制度について

日本型直接支払制度は農業農村の多面的機能の維持発揮を図るもので、多面的機能直接支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支援の3つの交付金により構成されている。広島県はひろしま未来チャレンジビジョン農林水産業アクションプログラム（第Ⅱ期）に取り組んでおり、その中で日本型直接支払制度は、豊かな地域づくりのうち、持続的な農業生産活動の実現、地域ぐるみの共同活動を推進するしくみづくりへ位置づけられ、各地域で取り組みが進められている。

（1）中山間地域等直接支払交付金

平成30年度における実施状況等について

中山間地域等直接支払事業は広島県内23市町のうち18市町で取り組まれている。

広島県内の協定数は1,622協定、面積は21,156haであり、9割以上が集落協定で占められている。平成30年度の交付金額は広島県全体で約27億5千万円となっている。

この直接支払い制度は共同取組活動と個別支払に分かれているが、共同取組活動等のうち、農業生産活動等を継続するための活動を実施すると基礎単価（単価の8割）の交付がされる。ほとんどの協定で共同取組活動として、水路や農道等の管理に取り組んでいる。

10割単価の交付を受けるには基礎単価8割の活動に加え、体制整備のための前向きな活動に取り組む必要がある。現状はC要件と言われる「集団的かつ持続可能な体制整備」に取り組む集落協定が多い。これは活動の継続が困難となった場合に備えて、継続できる体制の構築に取り組むものである。

直近5年間の取組の推移については、3期から4期対策の期変わりのときに高齢で継続が難しいと考え辞めるところがあり一旦減少したが、その後微増ではあるが協定数と協定面積は増えている。

今年度の優良事例として、庄原市の下川西地区を紹介する。この地区は機械利用組合を発展させ集落法人を設立し、堆肥センターと連携し耕畜連携と低コスト化を実現している。

（2）多面的機能支払交付金

基本的に中山間地域等直接支払は急傾斜地が対象であるが、多面的機能支払交付金は全域、農振農用地であれば取り組めることとなっている。

多面的機能支払交付金は農地維持支払交付金と資源向上支払交付金からなっている。

農地や水路、農道等の維持管理や質的向上を集落の農家、非農家が共同活動を実施することに対し交付金を交付する。

県内での取組面積は 19,174ha であり県内 18 市町で取り組んでいる。また、県内の農振農用地面積は 52,788ha であり、カバー率は 36.3%となっている。

平成 26 年度から多面的機能支払交付金が創設され大きく取組面積が伸びたが、その後は鈍化傾向にある。平成 30 年度は 18 市町、活動組織は 837、取組面積が 19,174ha、交付金額が 10 億 96 百万円となっている。

昨年度 7 月に大きな豪雨災害が発生したが、国庫補助事業や単県事業等を活用して復旧する場合以外の小規模、応急的な対応を多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金を活用して地域において対応した事例がある。

多面的機能支払交付金は異常気象後の応急措置に対しても、活動実績として認めることになっている。復旧事業には様々あるが、工事費が 1 カ所 13 万円未満の応急措置や補修・更新でも共同活動の実績になる。

今回の災害復旧に対しこの交付金を地域の方自らが活用している。具体的な活動内容としては集落の方々が水路の泥上げ、小規模な畦の崩落の補修を実施した。

中山間地域等直払い制度の最終評価について

最終評価の実施は市町と県、全国において集落協定で取り組むべき事項についてアンケート調査を行い、次期の 5 期対策の制度全体の見直しについて活用することを目的としている。

(ア) 集落マスタープランの取組

集落マスタープランは全集落で作っており、共同で支えあう持続可能な体制整備を図るものである。令和元年度までにはすべての集落で目標達成が見込まれている。

(イ) 農業生産活動等の取組

基礎単価の 8 割が交付される農業生産活動等の取組は 3 つの活動について行われている。一つは耕作放棄地防止等の活動であり、2 つ目は水路・農道等の管理活動であるが、清掃・点検・修繕活動が行われ、農業用施設が適正に維持管理されている。市町もこれらの取組を農地の維持管理に役立っていると評価している。

3 つ目は多面的機能を増進する活動であり、周辺林地の下草刈りや棚田のオーナー制度や市民農園に取り組んでいる協定もある。また景観作物に取り組んでいる集落協定も

あり、景観保持もできている。こういったことから各市町で評価される一方で、高齢化による事業の継続が今後不安だという課題がこのアンケート調査では挙げられている。

(ウ) 農業生産活動等の体制整備としての取組

農業生産活動等の体制整備としての取組はA～C要件のうち、一つを選択すると単価の10割が交付されるということになっている。A要件の取組としては機械・農作業の共同化、高付加価値型農業の実践、農業生産条件の強化、担い手への農地集積や作業委託が取り組まれ、実施した市町は担い手への集積が進んでいると評価している。

B要件の取組は集落協定への新規参加者や新規就農者の確保、地場農産物等の加工販売への取組などであり、新たな担い手の参加により集落参加者から期待が高まっている。

C要件は取り組み易いということから大多数の協定が取り組んでいる。これは農業生産活動の継続が困難となった場合に支援体制を構築するというもので、農業生産活動を行う体制が図られたということで市町は評価している。しかし体制確保のためには新たな人材確保が必要ということであり、担い手確保を課題にあげる市町が多い。

(エ) 第4期対策の課題について

人員人材に関する課題として、高齢化、過疎化の進行による協定参加者の減少及びリーダーや活動の核となる人材不足を18市町のうち16市町の自治体があげている。

営農に関する課題で一番多いのは野生鳥獣による被害で、14市町があげており、更なる対策を検討する必要がある。

農村協働力に関する課題としては農村協働力の低下、共同取組活動の衰退、活動回数の低下、話し合い活動回数の減少があげられている。

本制度に関する課題は、取組を途中で止める農家があると、連帯責任で全額遡及返還という措置があるため、それに対する不安があることや、協定期間が5年と長いこと、市町にとって事務が煩雑で重いことなどがあげられている。

(オ) 市町の総合評価について

市町の総合評価は、大いに評価できるが28%、概ね評価できるが67%であった。

中山間直払い事業は耕作放棄地の発生防止や水路・農道の維持、鳥獣被害の防止へ効果があると評価されている。

(カ) 県の総合評価について

農業生産体制については、全ての市町が第4期対策に取り組んでいなければ耕作放棄

が進んでいたのではないかと評価し、一定の効果があつたと考えられる。

所得形成については、過去の制度では個人配分が 50%以下であったが、現在は個人配分を 50%以上支出することができるため、配分を多くし効果が発揮できていると考えられる。行政取組については、説明会や地元調整に市町が積極的に取り組んでおり、第 4 期対策以降の取組面積は微増ではあるが拡大している。以上のことから当制度の成果は大いに評価ができると考えている。

(3) 環境保全型農業直接支払交付金

この交付金の目的は環境保全効果の高い生産活動に対して、かかり増し経費ということに交付することになっている。環境保全型農業とは特別栽培農産物や有機農業、化学合成農薬や化学肥料等の使用を少なくしていく取組である。対象は地域の複数の農業者による任意組織等に対して交付する。昨年度から国際水準 G A P に取り組むことが要件になっているが、認証取得は必要ない。対象取組及び単価は 5 つのパターンがあり、化学肥料、化学合成農薬を県の慣行レベルから 5 割以上低減する取組と合わせて行う取組、カバークロップの作付けや堆肥の施用と有機農業の取組に対してそれぞれの組合せでの単価を交付することとなっている。平成 30 年度の実績は取組件数 60 件で取組面積は 575.1ha となっている。現在 13 市町で取り組んでいるが、都市近郊や水田の少ない地域では取り組まれていない。今年度は 65 件で 663ha の取組が計画されており、県も予算化しているがここ数年横ばいとなっている。

広島県最終評価報告書は平成 31 年 2 月に作成し、昨年度の委員に書面審査という形で意見を伺い国に報告した。この制度は平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間が一区切りであり今年度が最終年となっている。今後の方向性は各県からの評価に基づいて決定されるものと考えている。最終報告書では環境保全効果（地球温暖化防止効果と生物多様性効果）について現場で調査した。地球温暖化防止効果は堆肥の施用が温室効果ガスの削減に効果がある結果となった。生物多様性保全効果については有機農業のほ場で調査を実施し高い効果があつた。

質 疑

委 員 昨年豪雨災害があつたが、こういった取組によって回復したのか、それともまだほとんど済んでいないところもあるのか。

事務局 県内全域で甚大な被害があり、補助事業等の災害査定は昨年度で終了しているが、箇所数が膨大であることからこれから順次復旧していく予定である。まだまだこれ

からである。

委員 それらは補助金が出るということか。

事務局 そういう地域もあるが、地域自らが復旧しているところ、これから実施するところもある。

委員 ため池についてはかなり被害があったかと思う。主な施策でもよいが、どのような状況にあって、どのような対応をしているか、特に福山方面が多いと思うが教えてほしい。

事務局 ため池は昨年大変な被害を受け、県内で4カ所決壊した。その原因としては耕作が行われなかったことで、ため池管理が不十分となり、木が生えてくることでその根を伝って水が穴をあけ、崩れる事例が多くあった。そうしたことから緊急点検を災害直後に実施し、危険なところは応急措置を行い、台風や梅雨に備える取組を行っている。地域には不必要のため池もあり、水位もそこまで必要が無い場合もあるため、県内の状況について調査を進めようとしているところである。先行して廃止に向けて調査や工事をしているものもある。国ではため池の新法ができ、ため池の管理、所有者が届け出をするようになっていく。それを受けて適切な管理の依頼や、危険なものは廃止を検討していただくようにしている。所有者不明のものも多くあるが、強制的に代執行できるような制度にもなっている。人命が優先であり、ため池をいくら強固にしても限界があるので、まずはそこにため池があるので雨が降ったら危ない、ということ知った上で避難していただくことをやろうとしている。この梅雨で災害が発生しないよう応急的な対策をしながら進めていくこととしている。

委員 鳥獣被害が防止されたとあるが、具体的にはどのようなものか。

事務局 山に生息しているイノシシやシカが水田に侵入し、稲を踏み荒らすことで収穫出来ない状況になるような被害がある。田の周囲や山際のバッファゾーンに柵、電気柵を張り巡らせ、侵入防止を行い被害軽減に成果をあげている。

委員 中山間地域直接支払事業の最終評価で成果が挙げられているということだが、この中で農業生産活動の体制整備としての取組であるC要件で、農業生産活動の継続が困難となった場合の支援体制を事前に構築する、とあるが具体的にはどのようなことか。

事務局 生産者が高齢とか病気を理由に耕作ができなくなった場合、次に誰が耕作を担うのかを事前に集落協定の中に決めておくということである。

委員 後継者を決めておくということか。

事務局 はい。

委員 それはスムーズに決まっているのか。ある程度、後継者とか担い手がちゃんと探せているのか、育っているのか教えてほしい。

事務局 高齢化が進むなか、将来的に農地を守る体制を地域で決めていこうということであるが、後継者不足であることから隣の集落と一緒に活動するとか、担い手や参入企業へ任せるなど市町と話をしながら取り組んでいる。なかなか前には進まないが将来的な構想をたてるということで話し合いをしている。現状は非常に高齢化が進み、厳しい集落が多い。

委員 隣の区域、集落と話をするといったことは農業の世界ではスムーズにいつているのか。

事務局 スムーズにいくところもあればそうでないこともある。例えば多面的機能交付金の取組ではあるが、東広島市では旧町単位で集落法人を中心とした活動の広域化を推進しており平成29年度にまず広域組織を設立した。

その他、世羅町とか広域化が進んでいるところもあるが、難しい地域もあるのでそこは、どうやって将来どうやって維持するか検討している。

委員 これらの後継者問題は当初からの課題であり、1つの取組で解決するようなものではなく、様々なものを組み合わせる必要がある。

地域に人材がないから広域化を、ということだが、私は企業化できないのかと考える。普通の株式会社だけではなく、色々な企業体制があつてそれを細かく組み合わせることで、色々な可能性が出てくるのではないかと考える。県の対応だけでなく社会対応として、世代交代のときに身内や近隣の人でないといけないとかではなく、別の助成をすることによって、全く知らない人でも担い手となれるような体制がとれるかどうか。

これらの課題解決に対しての参考事例としてヨーロッパのガストホフがある。これはレストランとホテル、イベント対応を兼ねているような施設であり、村単位ではなく集落単位で何百、何千と存在する。ガストホフの取組は様々で、葬儀等の対応や食堂経営、ドラッグストア等他の施設と連携し地域に根付いた経営を行っている。さらに景観形成、環境保全など、色々な取組を組み合わせながら外部の利用者だけでなく住民自らも活用することで経営を成立させている。それぞれの取組へ

の単一的な対応だけでなく、組合せや、掛け算的な総合対策を実施するため、直払い事業における各A、B、C要件について具体的で解り易い資料の作成をお願いする。また、こういう取組には経験や知識が必要であることから県が主導するのが良いのではないかと。

事務局 中山間直接支払い事業は、3つの要件が複雑に絡み合っていて地域で取り組まれているため分かりにくいという意見もある。この要件を分かりやすくするためのパンフレットや具体的な資料について県としても考えて会員、市町も含めて次の対策に向けて検討して周知していきたい。

委員 災害の復旧に取り組まれているということであるが、それでも農業を続けられず辞める人もあると思うのだが。

事務局 被災され復旧するにはいくらかの負担をしないといけないため、このままでいいといった意見もある。次の対策に向けてどう取り組んでいくか、そういった地域については広域化や担い手の育成をしていくことになる。またもう少し地域でできることについては頑張ってもらいたいと話をしていきたい。

委員 法人等の設立が円滑に行われたとあるが、これは農事組合法人か。それとも株式会社とか、色々な形の法人を推進したのか。

事務局 主には農事組合法人である。

委員 現在、農事組合法人が限界にきていると全国的には言われているような気がする。特に広島県では小さい農事組合法人が多く設立されたが、構成員が高齢化した農家の方なので、若い担い手との意識の乖離が進み始めており、整理整頓が必要ではないかと意見がでてきているのだが、県としてはどのように考えているのか。

事務局 我々もそれについては問題意識を持っている。当初から農地を地域で守って頂くとするなか、農業従事者の高齢化は想定されていた。しかし、そのうちに若い後継者が参画し効率的な経営がなされ、六次産業化のような形も出現するのではないかと想定していたが実際は進んでいない。こういった現状は認識しており、集積した優良農地をやる気ある若い担い手にどう渡していくのかが、今後の課題である。

委員 法人化、組織のあり方など抜本的な改革や考え方をしていかないと立ち行かないのだろうと考える。

委員 広島県に顕著な型があると思われる。広島県に小さな法人ができるのであれば、その小さな法人への対応方法が広島型だと思う。広島型というのは他の県とはちよ

と違うのではないかと、広島県の特徴および各地域や事情を踏まえどう対応するか、それを是非考えていただきたい。

委員 東広島市豊栄町に現在新しい法人形態があり、そこは（株）サタケと連携している。これも広島県の新しい型ではないかと思う。

多面的な意見をいただいた。ため池や鳥獣被害対策、災害復旧など地域の農地を維持していく過程においては、あらゆる組み合わせを想定した取組が必要であると意見が出た。

2 強い農業・担い手づくり総合支援交付金について

(1) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金の概要

産地の収益力強化と担い手の経営発展を推進するため、産地、担い手の発展の状況に応じて必要な施設の整備等を支援するものである。

これまでの強い農業づくり交付金と他事業とを統合して新規事業の一つのメニューとなっている。この事業は高付加価値の推進や生産コストの低減など、産地の収益力の強化や合理化を図る取組に必要な施設の整備再編を支援するものである。

国の支援事業のなかにおいては、かなり大型のものを対象にした事業となっている。今年度の畜産関係は世羅地区においてウインドレス鶏舎の整備を計画している。

本県の平成29年度の鶏卵の農業産出額は全国で第4位であり、広島県の農業算出額のうち品目別にみると第1位の米に次ぐ生産分野となっている。この分野をさらに発展維持させるためには採卵鶏の飼養形態の改善による経営力の向上が必要である。あわせて生産性の阻害要因となる高病原性鳥インフルエンザ対策をはじめとした、衛生対策の徹底も必要と考えている。このため本県においては安芸高田市、世羅町、庄原市の各地域においてウインドレス鶏舎の整備による事業実施主体の収益力の強化と県内の高病原性鳥インフルエンザ対策等の強化を支援してきた。事業実施により事業実施主体において飼養規模の拡大による飼養効率の向上による収益力の強化が図られるとともに、県内における高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが抑えられることにより、県民に安全で安心な鶏卵が供給できるものと考えている。

(2) 鳥インフルエンザ対策施設整備事業

今回の実施は世羅地区で事業主体は(株)ツバサファームである。目標年度を令和4年としており、目標の一つは採卵鶏飼養における産卵率が2.4%向上すること、もう一つは受益農家の生産額を3%以上増加としている。(株)ツバサファームは平成18年7月31日に設立され、県内でも大規模である23万4千羽を飼養している。これまでは開放型の鶏舎ということで、外部からの空気の流入や小動物等の侵入があるなど、昔ながらの飼養形態の鶏舎であったが、今回の事業で窓の無い完全ウインドレスとし、環境をコントロールできる飼養形態とするものである。開放式鶏舎のデメリットは、夏季の暑熱や冬季の冷え込み等の環境の変化により生産効率が不安定となりやすくなることや、鳥インフルエンザの発生リスクが高く、その原因とされる野鳥や小動物の侵入防止対策が必要である。また、万が一県内で発生した場合は他農場を含めて影響が大きいいため、ウインドレス鶏舎の整備を行い、生産効率の向上と防疫対策の両面を取り組むこととしている。

質 疑

委員 ウインドレス鶏舎にすれば自分の農場は防御できるが、近距離で鳥インフルエンザが発生した場合は殺処分の対象になるのか、ならないのか。

事務局 鳥インフルエンザの発症があった農場は当然殺処分となるが、近隣の農場でも自分の鶏舎で発症が無ければ殺処分にはならない。

委員 了解した。いつも距離について言われるのでどうなのかと思っていた。

事務局 ただし半径3kmは移動制限区域となり、卵の出荷に支障をきたし経済的な影響を受けることが危惧される。逆に言えば余所の農場に迷惑をかけないためにも、自分のところでは発生しないような対策をとるよう進めてきた。

委員 広島県は全国4位を誇っているということもあり、ある程度集約するというか、規模的な安全対策をやっていったほうがより良いのか。

事務局 本県は比較的企業養鶏が盛んで、既に一農場あたり飼養規模が大きく、そういったところは順次ウインドレス鶏舎へ変えていき、発生のリスクを下げる取組をしている。県内の大規模なところで発生すると被害が大きくなるので、リスク軽減のため、こういうところを優先的に事業活用して施設整備を進める予定である。

委員 ここ4年間の対策はここだけでは無く、大規模なところを含めて、100%ではないが、リスク軽減を目指すということか。

事務局 はい。

委員 これは今、採択されたところか。(株)ツバサファーム1社なのか、それともこれからどんどん増えるのか。

事務局 これまで10万羽以上の大規模飼育で整備されていない農場を随時整備しており、安芸高田市向原町、世羅町で実施してきたが今年度は世羅町の(株)ツバサファームで実施する。あと数件整備されていないところが残っているので、今後はそういったところを整備する予定である。

委員 期限について、一つ一つ締め切りがあるのか。

事務局 締め切りは無い。事業主体の運営のこともある。

委員 国全体として230億円の予算があるということか。

事務局 はい。

委員 広島県の令和元年度分は1社ということか。

事務局 はい。

委員 開放鶏舎とウインドレス鶏舎について、ウインドレス鶏舎は疾病リスクを抑えるが鳥にとっての環境はどうか。

事務局 昨今はアニマルウェルフェアという考え方もあり、ウインドレス鶏舎は疾病予防という観点だけでなく鶏舎内の環境を一定に整えて生産効率をあげるようになってきている。鳥にとっても快適な環境であり、開放鶏舎だと冬寒ければ鶏舎も寒いし、夏暑ければ鶏舎内も暑い、となるがウインドレス鶏舎だと環境の変化も最小限に抑えられるため鳥にとっては常に良い状況で過ごすことが出来る。そう意味では開放鶏舎に比べればアニマルウェルフェアに準じた構造となっている。

委員 安定した商品が届くということは消費者には良いことであるが、このような飼育環境によって卵の品質が変わることはないのか。

事務局 良い商品がどういうものかという考え方によるのだと思うが、生産サイドから言えば、常に一定の品質の安定したものが求められていると思うのでそれに対応した取組と考えている。

委員 福岡県の事例であるが、あえて開放鶏舎で環境制御を行い自然環境に準じた飼養方法でストレスを軽減させることを行っている肉鶏農家もある。ウインドレス、開放型どちらもあるのではないかとも思う。ウインドレス鶏舎一辺倒でよいのかという投げかけもあり、開放鶏舎でも環境制御することができないか、コストがかかるかもしれないが、そういった方向性もあるのではないか。

委員 これまでは大型のものを1件取組むのが一般的であったが、例えば小規模な開放型の鶏舎を10とか100くらい集めてグループやチームにするなどして実験的に取り組むことなどに、この交付金は使えるのか。

事務局 事業費が5,000万円以上のもとなっている。

委員 例えば良い卵として智頭町に有名な卵業者があるが、そのような小、中規模などころへ県が介在し5,000万円とか1億円にまとめて事業実施することは可能か。

事務局 そういった方が多数おられて、新たな会社を作っていくということになると対応できるかと思う。

委員 会社ではなく、共同体のようなものではどうか。

事務局 そういった動きは少なく、そのような方々は独自の流通ルートを持っているので難しいのではないか。

委員 事業費が7億円で、それに対して生産額が現在の7億円から9億円へ2億円増加する。事業費7億円に対し年2億円の増収効果があるので単純に言えば3.5年かかるが、設備の耐用年数はもっと長いので、ランニングコストを勘案しても十分採算に見合うものであるということによいか。

事務局 はい。

3 消費・安全対策交付金について

(1) 消費・安全対策交付金の概要

消費者に安全な食料を安定的に届けるためには、生産から供給にいたる各段階において地域の農林水産業や食品流通等の実態に応じたリスク管理や疾病予防に取り組むが必要である。この交付金についてはこれらの取組に必要な経費に活用できるため、本県では農畜水産物の安全性向上や伝染性疾病、作物の病害虫の発生予防・まん延防止に取り組んでいる。

目的の一つ目は農畜水産物の安全性の向上であり、農薬の適正使用等の総合的な推進、水産物の安全の確保に取り組んでいる。

目的の二つ目は伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止があり、家畜衛生の推進、養殖衛生管理体制の整備、重要病害虫の特別防除等に取り組んでいる。

(2)家畜衛生の推進について

畜産物の安全性確保のためには、生産段階における家畜衛生の推進を図る必要があるため、本交付金を活用して疾病予防・早期発見、疾病発生時の体制整備・飼養管理等についての調査、指導を実施している。

実績として、監視体制の整備ということで、48 か月齢以上の死亡牛に対する BSE 検査を 456 頭実施し、すべて陰性であった。

危機管理体制の整備として、家畜の伝染病が発生した際の防疫演習を実施している。これは各畜産事務所 3 か所で計 18 回実施した。

家畜衛生対策による生産性向上の推進については、万が一、高病原性鳥インフルエンザ等の病気が発生した際に必要となる防疫資材を購入した。

畜産物の安全性の向上ということで動物用医薬品の使用実態調査を 30 戸実施した。

薬剤耐性菌発現状況調査として、薬物効果の有無等について 4 戸調査した。

家畜衛生の推進に係る関連機器の整備として、家畜伝染病が発生した際に必要となる検査機器の整備を家畜保健衛生所 3 か所で実施した。

目標値の考え方は、家畜の伝染性疾患の検出率（摘発・発生）の低減率と検査件数の増加率を充実度として目標値設定をした。この目標値の設定については消費・安全対策交付金の要綱に基づき設定している。

実績として疾病発生件数は 30 年度 91 件であり、見込よりも減少し、検査件数は 11,899 件と逆に増加した。これにより指標である充実度は計画時の目標を上回った。事業費は 34,992,150 円のうち交付金相当額は 17,474,000 円であった。

(3)農薬の適正使用等の総合的な推進について

消費者の残留農薬への関心が非常に高いことから、食の安全・安心を確保するうえで農薬の販売者や使用者が法令に基づき、適正な販売や使用を行うよう行政機関として徹底していくこととしている。そのため県としては研修会や講習会を開催して啓発活動に努めるとともに、立入検査を行うなど監視活動を行っている。

昨年度の啓発活動は実績にもあるように農薬の販売者・使用者、JA 等の指導的立場の方を対象に危害防止講習会等研修会を 7 回開催した。この危害防止講習会には毎年 500 名程度の参加がある。また、各地域や産地での栽培研修会などの機会を活用した啓発活動を 87 回開催した。

監視活動は農薬の取扱量が比較的多い事業者の中から、農薬の販売者ではホームセンターやJAの販売店など21店舗、また農薬使用者については集落法人やゴルフ場などの中から11件を抽出し立ち入り検査を実施した。こうした取組により年間では県全体で述べ2,000名あまりの方を対象に農薬危害防止に向けた講習会に参加していただいた。

県としては権限移譲の済んでいる17市町を除いた残り6市町に調査を実施したが、不適切な販売や使用の発生割合は目標値の16.7%以下に対し21.4%であり未達成となった。この未達成の主原因は、農薬の販売者は一般農薬の帳簿を3年間備え付ける必要があるが、これを3年間保管してないケースや、代表者の変更や廃業時における届出が未提出であったため、検査後速やかに改善に向けた周知を実施した。県としてはこの結果を踏まえ、農薬の適正販売、安全使用の推進について、今後も継続して法令順守に向けた啓発活動に取り組む必要があると考えている。

(4)重要病害虫の特別防除等

この取組は重要病害虫が海外から我が国へ侵入した場合、生産者に重大な被害が想定される病害虫への警戒と万が一侵入したときには迅速な防除が実施出来るよう、蔓延防止対策に取り組んでいる。本県は侵入が警戒されているミバエ類について調査を実施している。対象となるチチュウカイミバエ、ミカンコミバエ、ウリミバエの3つについて4月から11月にかけて年間56回の調査を実施したが、本県では発生が確認されていない。

(5)水産物の安全の確保

本県では平成2年に貝毒対策実施要領を制定し、これに基づいて貝毒発生監視及び貝毒検出時の対応を行っている。平成30年度も引き続き貝毒発生監視調査を実施し、食品としての安全性確保を図っている。

貝毒発生監視調査として、検査対象はかき15、アサリ8、ムラサキガイ3の計26地点で検査を実施した。検査回数は11回で麻痺性貝毒7、麻痺性貝毒（臨時）3、下痢性貝毒1であった。検査方法はマウス公定法で行い、実績は218回実施し目標の208回に対し104%の達成となった。

(6)養殖衛生管理体制の整備

広島県の海面では島しょ部でマダイやヒラメなどの魚類養殖が、沖合ではノリの養殖が

行われている。内水面ではアユ種苗の育成・放流により資源増殖が図られ、マス類など食用魚や観賞魚であるニシキゴイの養殖も行われている。

消費者の食品安全性に対する要求が高まる中、養殖水産物に関しても医薬品等の使用状況に関心が寄せられていることから、魚の病気の発生予防、蔓延防止を図るとともに、水産用医薬品の適正使用を指導する取組を行っている。

実績として、養殖衛生管理指導を行った養殖等経営体数の割合は 96.3%であった。109 の対象経営体に対して 105 の経営体へ指導を実施した。

109 の経営体の内訳は給餌経営体が 93、アユの冷水病対策等を行っている内水面漁業協同組合が 20、水産用医薬品適正指導等会議を 4 回開催した。養殖衛生指導等を実施した経営体数は指導会議によるもの 27、巡回指導によるもの 41、その他によるもの 105 であった。

事業費は 349,000 円で交付金相当額は 174,000 円であった。

平成 31 年 2 月 21 日に県内の養魚場でコイヘルペスウイルス病が発生した。蔓延防止をするため、該当養魚池の焼却処分及び関連飼育器具等の消毒を実施した。

実績は施設内のコイの移動禁止、該当する養魚池のコイの焼却処分として 1017.8kg、253 尾、該当する養魚池及び関連飼育器具等の消毒を実施した。

事業費は 1,223,255 円であり交付金相当額は 1,223,255 円であった。

質 疑

委 員 農薬適正使用等の総合的な推進の事業実績のところ、農薬の不適正な販売及び使用の発生割合が目標値の 16.7%に対して 21.4%と未達成であるが、どのように具体的に改善していくのか。

事務局 帳簿は 3 年分を揃えて備えておく必要があるが、入出の帳簿が 1 年分、2 年分がある場合でも過去のもので別の場所にあたりすることがあった。これは解釈の違いによるものではあるが、今後は 3 年分を揃えておくよう、ある J A へ指導した。また、薬局等が取扱いを止めた場合には速やかな廃止届の提出をするよう指導する。さらに、ホームセンター等で代表者が変わったときに、代表者の変更届の提出を失念しているケースがよくある。このような場合では代表者が変わったら変更届を出すように指導する。農薬取締法は権限移譲しているため、市町へ提出する場合と県へ提出する場合とがあり、わかりにくい面もある。本社がこのことを理解していない場合があり、提出されないケースがある。また危害講習会などの啓発活動を通じて説明をしているが、担当者の異動等により引継ぎがうまく行われていないケース

もある。目標はゼロであるが、ケアレスミス等で未達成状況にあるため、継続して取り組んでいきたい。

委員 農薬使用に関する啓発活動 87 回、立入検査で使用者 11 名とあるが、実際はどのような方たちか。

事務局 立入検査は県が所管している竹原市、庄原市、安芸郡 4 町の計 6 市町にある販売業者や使用者を対象に実施した。

委員 使用者は誰か。

事務局 使用者は認定農業者等、ある程度の規模の農業をされている方、ゴルフ場で芝に大規模に農薬を散布される方から抽出して実施している。農薬を適正に使用しているかどうか、また適正に管理されているかどうかを検査する。

啓発活動は県全体で行っており、県の西部農業技術指導所の植物防疫チームが農家や県全体に実施している。基本的には県全体に研修会等で啓発、周知徹底するパターンと県に権限が残っている地域を対象に立入検査するパターンがある。

委員 農薬の不適切な販売及び使用に関しては、書類や手続き等の不備が主なものであるようだが、不適切な販売や使用はあったのか。

事務局 これまで農薬として販売するものと衛生害虫用のものは区別し販売するとか、小さな子供が手にとりにくい場所に配置する等の指導を実施していることもあり、直接具体的な事案はなかった。また、使用についても使用量と在庫について帳簿を確認したが不適切な事例はなかった。

4 産地パワーアップ事業について

(1) 産地パワーアップ事業の概要

国の TPP の関連対策として、昨年 12 月に平成 30 年度の補正予算事業により制度化された事業である。この事業は平成 27 年度から始まっており、今年度で 4 回目の補正となっているが、平成 31 年度以降は未定である。事業の趣旨は地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組を推進することになっている。具体的には生産出荷コストを 10%以上低減すること、もしくは販売額を 10%以上向上することが必要である。このような目標を掲げた産地を支援することになっている。広島県の場合は全て販売額 10%以上向上する目標

を設定して取り組んでいる。支援内容としては機械、機器、施設のリースによる導入施設の整備、果樹の改植、パイプハウス等の資材の購入といった様々メニューがあり、補助率は1/2以内となっている。この事業は基金事業と整備事業があるが、広島県が取り組む事業は全て基金事業となっており、基金の管理団体が国費を一括管理して都道府県の申請に応じて配分するしくみとなっている。取組主体である生産者やJ Aが作成した取組主体事業計画を地域農業再生協議会が産地パワーアップ計画としてとりまとめて、この計画を事業主体である広島県が県の実施方針に基づいて承認することで事業実施をしている。

(2) 令和元年度の事業実施予定

今年度の事業実施地区の事業内容は、ハウス資材や機械のリース費用に対する補助が中心となっているが、整備事業としては広島市の集出荷施設の建設がある。

広島市ではコマツナ、ハウレンソウ、ミズナ、シュンギク等の集出荷調製施設の建設と、パイプハウスの整備、機械導入等により生産拡大を図るとともに生産者が連携して施設野菜のJ Aや市場を通じた契約的取引や直接取引の拡大を図ることとしている。今年度の取組としては個別経営体、(株)ルンビニ農園の集出荷調製施設の整備、ハウス資材や機械施設への補助を計画している。

北広島町ではミニトマトやハウレンソウに取り組むJ A広島北部管内の新規就農者へパイプハウスを整備することにより産地の強化を図ることとしている。今年度は新規就農者へのハウス資材の補助を実施することになっている。

安芸太田町ではコマツナやハウレンソウなどJ A広島市の活力生のパイプハウスを整備しながら、栽培面積を拡大するとともに、新規就農者が構成する生産者部会で機械の共同利用を推進することにより産地化を図る。今年度は新規就農者のハウス資材や機械リースの補助を実施することとなっている。

質 疑

委 員 優良農地を若い人達に引き継いでいこうと広島県が施策で実施しているところだが、産地パワーアップ事業についても若い人を対象に推進しているのか。

事務局 若い人たちもそうであるが、規模拡大の意欲のある人達をターゲットに推進していると理解していただきたい。

委 員 今回対象になっている方々も若い方たちか。

事務局 若い方が中心であり、新規就農者もおられるので彼らを産地で育成して行こうと

いう取組である。

委員 北広島町での取組では、新規就農者のパイプハウスを整備することにより産地強化を図る、とあるが新規就農者以外にも取り組まれる方はいるのか。

事務局 基本的には新規就農者が中心ということであり、今年を取組及び過去実績も新規就農者だけである。

委員 事業実施主体がJAとなっているが、JAはとりまとめ役であってそれに参加する人達が別にいるということか。それともJAが何から何まで行うのか。(株)ルンビニ農園は独自で実施するのだろうか、事業の推進体制におけるJA、県、市町、経営者の役割がよくわからない。

事務局 これは市町によって異なり、産地パワーアップ計画でそれぞれの地域でJAを中心に産地形成していく場合もあるし、生産者が集まって産地を形成する場合もある。安芸太田町では研修制度を経て就農する方に対して、JAが中心となって施設を確保して産地を拡大している。

委員 活力生とは何の略称か。

事務局 広島市が実施している「ひろしま活力農業経営者育成事業」で研修を受け就農した農業者の呼称である。広島市だけでは研修生に対して十分な農地の確保ができないため、近隣の安芸太田町においてJA広島市が町と連携して新規就農者育成をしている。

委員 北広島町もそうか。

事務局 北広島町はJAが広島北部となる。JAが事業主体となる場合はJAが施設を整備しリースするしくみとなっている。

委員 実際に経営している人達は別にいるということ。

事務局 はい。経営は若い新規就農者が行っている。

委員 補助金を受けるのはJAであるが、新規就農者へは出ないのか。

事務局 リース料が圧縮されているので負担が軽減される。

委員 了解、農家も半額の補助となる。

委員 JAは危機感を持っており、農業者を増やすこと、新規就農者育成へここ2、3年前から力をいれている。このしくみは今後どのように展開すると予想されるのか。ここの卒業生はこれからもJA主体でいくのか、それとも新規就農者も徐々に育ってきて自立性を持って経営をしていくのか。

事務局 人それぞれだろうが、就農当初は販路のことなど J A 依存は高いが定着拡大すれば、J A との付き合いも変わる人もあると思う。

委員 いずれは自立して行けば良いと思う。

委員 J A 以外に参加企業みたいなものはないのか。

事務局 (株) ルンビニ農園は自らの経営拡大の中に若い従業員を雇用して、将来的に独立する可能性を秘めながら若い人と経営をしていこうとしている。

委員 ハウス資材以外にも支援対象があるのか。機械化とか I C T 活用とか。

事務局 目標は販売金額の 10%以上の向上であり、機械の共同利用があればその機械のリースなど、それぞれの計画によって対応できる。

委員 申請時に 10%向上の目標で始めたが、実績は未達成である、ということでも良いのか。

事務局 そのあたりが課題となっており、10%向上の目標が達成しない場合、この産地は次の取組ができない制度となっているため、次の希望者がある地域でもこの事業は活用できず、新規就農希望者へハウス支援ができない事例もある。

この事業は緊急対策なので最初の段階で産地をきちんと精査して、100%の計画でスタートしているわけではない。スピード感をもってやっているので、取りこぼしがあり、それに取組もうとした時に最初の目標が 80%いってないと 次の計画がたてられないということがある。この事業に取り組みたいが、取り組めない場合もあり、国に要件の緩和ができないかと要望をしている。

委員 目標の実績は 1 年で評価するのか。

事務局 最終目標は 3 年でみる。中間年あたりで見ると 40%台の達成は見込まれるが、80%達成は難しいため事業に取り組みにくい。去年はもっと大きい施設もあったが、大きな計画を立てにくくなった。

委員 国からの目標設定なのか。

事務局 はい。変更はできない。

委員 達成しにくいものか。

事務局 最初の目標の建て方もあるが、産地が大きくなればなるほど 10%アップは難しくなる。

委員 もう少し目標値を下げることであれば取り組む人も増えるのか。

事務局 はい。

身もまだ理解不足の面もあるが、県として小農についてどう考えるか。

事務局 県が掲げる「生活設計が描ける経営」という点で言えば、年間 500 万円の所得が得られるようにするための方向は一つではなく、農業企業に就職してサラリーを得る、あるいは自ら経営して売上を 1,000 万円、2,000 万円と増やし、所得を 500 万円、600 万円と増やしていく方法もあると考えている。どちらかということではなく、いずれにしても目標所得が得られるような経営を行い、若い人を育てていくスタンスである。

委員 J Aに商品を出荷すると価格が安いため、道の駅とか地域の直売所へ出荷すると通常の3倍以上の価格がつく、小さな農家であればJ Aとかに関わらずに個人で販売するほうが収入として安定するといった話を聞いたことがある。大規模化して若い人達が安定した収入を得られる方が担い手不足を解消するには良いと思っていたが、先日こういった話を聞いて考え方が変化してきた。

事務局 人口減少の中、今後、農業者の人口も増えることはないと思われる。県の農業者数も減っているが逆に規模を拡大する人は増えている。法人数や、一経営体当たりの売上も増えており、そういう方向に推移するのは間違いないと思う。現在兼業農家や小さく経営をされている方等は直売所とかで有利に販売できる場所を選択して行けば良いと考えるが、若い方は多くの量を定量的に出荷する必要があり、少し単価は安い契約取引等の販売が主となっていくと思われる。

今後も大きな流れはそうになっていくが、全部が全部そうなることで農業、農村が成り立っていくわけではないので、色々な経営があって良いのではと思う。

委員 J Aに出荷すると安いということであるが、それはちょっと違う面もある。実際、直売所ではそれなりの小売価格で売れるが、袋詰めなどの資材費や手間や人件費がかかる。J Aに出せばそういったところをJ Aがやってくれる場合もあるので労働費、資材費を自分で出しても単価をとる農家は直売所等へ出荷している。

一方で、とにかく農産物を作って生産に集中したい農家はJ Aへ出荷している実態もある。J Aは3%で技術指導等のコンサルもやってくれている。それを考えると適正なサービスではないかと思う。

委員 若い人に農業をやったらどうか、という啓発活動が大事であると思う。若くてやる気があり稼いでいる農業経営者と会うことがある。そういった方が商工労働局のCampsでの創業支援や商工会の創業塾と相乗りして、成功談等の話をしてもらえば

農業をやりたい人も増えるのではないか。

事務局 県では経営者学校を開校しており、そういった成功された方々を講師、先輩として講座のメニューへ入れている。

委員 経営者学校の受講は学生も対象になるのか。

事務局 農業を始めて間もない人に対しての場はあるが、学生やまだ農業に目を向けていない若い人へ、農業での起業が面白い、といった場は少ない。

委員 広島大学では10月、11月に7回、若い農業者や地域農業を支えている方々に講座を設けている。そこから農業をしたい方が現れてほしいが受講している学生は農林水産省や県庁の農林水産局とか農業をしている人を支援したいケースが多い。地域おこし協力隊が3年間活動してそのまま農業をするといった期待もある。

委員 そのような学生に実際に会ってみるとまだまだ知識や管理実践技術などについての不足の面もある。

委員 実践的な学生を育成するための体制づくりが必要である。